

湖風会「工学部学友会」会則

第1章 総則

名称	第1条 本会は、湖風会「工学部学友会」（以下本会と言う）と称する
目的	第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、滋賀県立大学（以下県立大学と言う）工学部の発展に寄与することを目的とする
事業	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う (1) 会員と県立大学工学部との連携推進 (2) 会員相互の交流・親睦の連携推進 (3) 県立大学工学部の活動支援 (4) その他本会の目的を達成するための事業

第2章 会員

会員	第4条 本会は、次の会員で組織する (1) 県立大学工学部の同窓生及び在学生 (2) 元滋賀県立短期大学（以下元県立短大と言う）機械・紡織科の同窓生 (3) 元県立短大工業化学・化学色染科の同窓生 (4) 元彦根工業専門学校の機械・紡織科又は工業化学・化学色染科の同窓生 (5) (1)～(4)項に係る教職員で本会に「入会届」を提出した人
賛助会員	第5条 会員以外の個人又は法人で、本会の事業の推進に協力・連携出来るものは賛助会員として入会することが出来る

第3章 役員等

役員	第6条 本会に、次の役員を置く (1) 会 長； 1名 (2) 副 会 長； 若干名 (3) 理 事； 若干名（学科学年幹事を兼ねることが出来る） 滋賀県立大学工学部教職員会員から招聘した理事は「特別理事」と言う。 本会を代表して湖風会本部役員となる理事を「代表理事」と言う。 (4) 学科学年幹事； 各クラス1名 但し、正・副幹事を定め各クラス2名体制とするも可とする。 (5) 会 計； 1名（理事が兼ねることが出来る） (6) 監 査； 1名（理事が兼ねることが出来る） (7) 顧 問； 若干名 (8) 名 誉 顧 問； 若干名
役員の選任	第7条 役員の選任は次の手続きに従う (1) 会長 理事の互選又は理事会の推薦した者 (2) 副会長、会計、会計監査は会長が推薦し理事会で選任 (3) 理事 学科学年幹事又はクラス推薦者より理事会で選任 (4) 学科学年幹事 クラスの代表者 (5) 顧問及び名誉顧問は理事会で推薦された者
役員の任務	第8条 役員の任務は次の通り

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する (3) 監査は必要に応じて会計監査を行う (4) 顧問及び名誉顧問は会務に関する重要事項について助言する
役員の任期	<p>第9条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない但し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長の再任は原則として1回とする (2) 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間 (3) 学科学年幹事はクラスに委ねる

第4章 会議

総会	<p>第10条 総会は2年に1回開催し、工学部学友会会員をもって組織する、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事会での決議事項（活動実績など）を報告・了承 (2) 出席者より、本会の運営に対する意見や提案を聴収
理事会	<p>第11条 理事会は、第6条に規定する会長、副会長、理事及び監査をもって組織する。</p> <p>1. 理事会は、次に掲げる事項を審議・執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員の選任に関する事項 (2) 事業計画の企画・立案及び執行 (3) 予算及び決算に関する事項 (4) 会則の改廃に関する事項 (5) その他会長が必要と認めた事項 <p>2. 理事会の議長は会長が行う</p> <p>3. 理事会が必要と認めた者は、会議に出席できる</p> <p>3. 全ての会議は、議事録を作成し、会員に公表しなければならない</p>

第5章 会計

会費	第12条 湖風会工学部学友会として会費は徴収しない
経費	第13条 本会の経費は、湖風会からの助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする
監査	第14条 会計年度ごとに決算書を作成し、監査役の会計監査を受けなければならない

第6章 その他

事務局	事務局は滋賀県立大学内に置く
施行期日	本会則は 平成23年11月20日より施行する

原案 2011.03.09

一改 2011.05.18 幹事→理事、幹事会→理事会、学年幹事→学科学年幹事

二改 2011.09.10 第7条(2) 会計は会長が推薦し理事会で選任

三改 2012.02.12 第10条(1) 総会の位置づけ 議決機関→報告・了承機関

四改 2012.10.21 第4条(1)～(4)を修正し、教職員の入会を追加、2012.10.21 理事会にて承認

五改 2013.06.23 第6条(4)を修正し、1クラス2名体制も可とする。2013.06.23 理事会にて承認

六改 2017.08.27 第3章を 現状に即し改定、2017.08.27 理事会にて審議、全員賛成で承認

七改 2018.02.24 第3章 役員に名誉顧問を追加する。2018.02.24 理事会にて全員賛成で承認